

健康

6月から特定健康診査が始まります

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

特定健康診査は、生活習慣病のリスクである「メタボリックシンドローム（以下メタボ）」に着目した健診です。生活習慣病をいち早く発見し、効果的に予防することが目的です。対象者には、5月末に受診券を送付します。

● 未来の自分の健康のために、ぜひ健診を受けましょう。

● 対象者 国民健康保険加入者で、平成30年3月31日時点で、40～74歳の人、または希望する若年者（20～39歳）

● 検査内容 身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、診察など

● 自己負担金
集団検診 700円
医療機関検診 1,000円

● ※今年度、40、45、50、55、60歳になる人は、無料で受診できます。

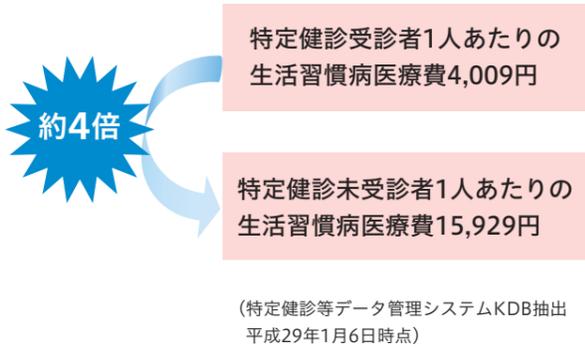
● 場所 集団検診会場または三豊・観音寺市指定医療機関

● ※若年者は集団検診のみです。

● 詳しくは、受診券に同封する案内をご覧ください。

● **健診を受けるとこんないいことが待っています**

● 生活習慣病を早期に発見できる
早い段階で、体の変化に気付くことができるので、生活習慣の見直し
のきっかけになり、安心です。



● メタボの人は無料で特定保健指導が受けられる

● メタボの状態が続くと動脈硬化が進み、命に関わる病気を引き起こす危険性が高くなります。健診結果からメタボの人には特定保健指導の案内を送ります。特定保健指導を利用すれば、保健師や管理栄養士などから生活習慣を改善するためのアドバイスが6カ月間、無料で受けられます。

● 医療費の負担を軽くできる
一人ひとりが生活習慣病の発症・重症化を予防できれば、家庭の医療費も抑えられます。

くらし

後期高齢者医療制度のお知らせ

▶問い合わせ 県後期高齢者医療広域連合 ☎087-811-1866
【被保険者証】健康課 ☎73-3014
【保険料】 税務課 ☎73-3006

年度途中に後期高齢者医療制度に加入する皆さんへ

【被保険者証】
年度途中に加入する人の資格取得日は次のとおりです。

事由	資格取得日
75歳になる人	誕生日
転入	転入により住所を定めた日
生活保護が停止・廃止になった人	停止・廃止になった日
障がい認定※を受けた人	県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

※65歳から74歳の人で一定の障がいがある人（障がい認定を受けるには申請が必要です）
75歳になる人には、誕生日までに県後期高齢者医療広域連合から被保険者証が特定記録郵便で送られます。誕生日以降に使用してください。

【保険料】
保険料は、資格取得日を含む月から月割りで計算します。税務課から送付する納付書で納めてください。

● 均等割額の軽減
世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で軽減割合を判定します。

● 平成29年度から5割軽減と2割軽減の判定基準が緩和されました。

軽減割合	総所得金額などの合計額が左記に該当する世帯
2割	33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（その他所得がない場合）
5割	33万円以下で9割軽減に該当しない
8.5割	33万円以下で9割軽減に該当しない
9割	33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（その他所得がない場合）
軽減割合	総所得金額などの合計額が左記に該当する世帯

● 所得割額の軽減
総所得金額などから基礎控除額33万円を差し引いた額が58万円以下の人は、所得割額が2割軽減されます。

● 被扶養者であった人の軽減
被保険者の資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者であった人は所得割額の負担はなく、均等割額が7割軽減されます。

● 賦課期日（4月1日）の世帯状況で判定します。

● 65歳以上の人は、公的年金所得について最大15万円を控除します。

● 保険料の上限額は、57万円です。

● *1 26万5千円から27万円に変更

● *2 48万円から49万円に変更

● 被扶養者であった人の軽減
被保険者の資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者であった人は所得割額の負担はなく、均等割額が7割軽減されます。

● ただし、所得の低い人に対する均等割額の軽減に該当する人については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

● ※平成29年度から軽減割合が9割軽減から7割軽減に変更されました。



くらし

金属ごみ・有害ごみを収集します

▶問い合わせ 環境衛生課 ☎73-3007

● 収集日 5月31日（水）
※午前8時までに出してください。

● 収集場所 自治会ごみステーション

● 収集品目と出し方

- ① 乾電池
- ② 蛍光灯・電球
- ③ 水銀体温計・水銀温度計
- ④ 使い捨てライター
- ⑤ 金属ごみ（やかん、鍋、フライパン、傘の骨など家庭用金属製品）

● 5つの品目ごとに分けて、キャリールに入れて出してください。

● 注意事項
・ 50cm以上のものは「粗大ごみ」になります。

● 傘は骨以外のビニールや布は取り除いてください。

● 事務所、商店、農業などの事業活動に伴うごみは回収できません。

● ※持込場所（市役所・各支所）でも毎月2回（第2・4日曜日午前7時～9時）回収しています。

